

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年3月28日

【会社名】 株式会社中山製鋼所

【英訳名】 Nakayama Steel Works, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 藤 井 博 務

【本店の所在の場所】 大阪市大正区船町一丁目1番66号

【電話番号】 (06) 6555-3111 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 松 岡 雅 啓

【最寄りの連絡場所】 大阪市大正区船町一丁目1番66号

【電話番号】 (06) 6555-3035

【事務連絡者氏名】 取締役 松 岡 雅 啓

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社は、株式会社地域経済活性化支援機構（以下、「機構」といいます。）に対して提出した事業再生計画（以下、「本事業再生計画」といいます。）の一環として、平成25年7月9日を効力発生日として、当社の連結子会社である中山三星建材株式会社（以下、「中山三星建材」といいます。）、中山通商株式会社（以下、「中山通商」といいます。）、三星商事株式会社（以下、「三星商事」といいます。）、三星海運株式会社（以下、「三星海運」といいます。）及び三泉シヤ－株式会社（以下、「三泉シヤ－」といいます。）（以下、前記連結子会社5社を総称して「連結子会社ら」といい、当社、連結子会社ら及び中山興産株式会社を総称して「当社グループ」といいます。）を完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを、平成25年6月18日開催予定の第119回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）における承認及び連結子会社らの株主総会の承認を得ることを前提に、平成25年3月28日開催の取締役会にて決議し、連結子会社らとの間で株式交換契約書（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結致しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 本株式交換の相手会社についての事項

①商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(平成24年3月31日現在)

商号	中山三星建材株式会社
本店の所在地	堺市堺区山本町6丁124番地
代表者の氏名	代表取締役社長 柳澤 俊三
資本金の額	300百万円
純資産の額	11,530百万円
総資産の額	18,056百万円
事業の内容	軽量形鋼、電縫鋼管及び建設関連製品の製造・加工と販売他

(平成24年3月31日現在)

商号	中山通商株式会社
本店の所在地	大阪市西区南堀江一丁目12番19号
代表者の氏名	代表取締役社長 徳山 寛
資本金の額	96百万円
純資産の額	4,469百万円
総資産の額	19,745百万円
事業の内容	鉄鋼製品並びにその関連商品の販売

(平成24年3月31日現在)

商号	三星商事株式会社
本店の所在地	大阪市西区川口三丁目1番20号
代表者の氏名	代表取締役社長 前川 宗里
資本金の額	46百万円
純資産の額	2,847百万円
総資産の額	10,960百万円
事業の内容	鋼材、垂鉛鉄板、線材、建材製品の販売

(平成24年3月31日現在)

商号	三星海運株式会社
本店の所在地	大阪市西区新町四丁目19番9号
代表者の氏名	表取締役社長 針原 保典
資本金の額	56百万円
純資産の額	2,266百万円
総資産の額	4,344百万円
事業の内容	内航運送業、トラック運送事業、港湾沿岸荷役事業、倉庫業、通関業

(平成24年3月31日現在)

商号	三泉シャヤ株式会社
本店の所在地	大阪市浪速区久保吉一丁目3番14号
代表者の氏名	代表取締役社長 今井 武
資本金の額	60百万円
純資産の額	708百万円
総資産の額	1,439百万円
事業の内容	縞鋼板の剪断・加工・販売

②最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益

中山三星建材

決算期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
売上高（百万円）	17,565	19,154	19,594
営業利益（百万円）	△717	914	224
経常利益（百万円）	△725	900	210
当期純利益（百万円）	△913	854	217

中山通商

決算期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
売上高（百万円）	47,876	55,038	73,185
営業利益（百万円）	202	492	518
経常利益（百万円）	196	488	610
当期純利益（百万円）	116	211	348

三星商事

決算期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
売上高（百万円）	20,225	21,228	21,696
営業利益（百万円）	291	332	322
経常利益（百万円）	309	344	358
当期純利益（百万円）	171	104	158

三星海運

決算期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
売上高（百万円）	8,120	8,936	9,325
営業利益（百万円）	△249	164	△4
経常利益（百万円）	△190	197	10
当期純利益（百万円）	△78	128	△18

三泉シャー

決算期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
売上高（百万円）	1,678	1,721	1,532
営業利益（百万円）	△27	△15	2
経常利益（百万円）	△24	△13	4
当期純利益（百万円）	△15	△28	4

③大株主の氏名または名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

中山三星建材（平成24年3月31日現在）

大株主の氏名または名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合 (%)
株式会社中山製鋼所	40.29%
中山通商株式会社	14.16%
三星商事株式会社	12.93%
三星海運株式会社	11.44%
南海化学株式会社	5.31%

中山通商（平成24年3月31日現在）

大株主の氏名または名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合 (%)
株式会社中山製鋼所	20.99%
中山三星建材株式会社	19.63%
株式会社サワライズ	6.24%
南海化学株式会社	5.59%
関西鉄工株式会社	5.00%

三星商事（平成24年3月31日現在）

大株主の氏名または名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合 (%)
中山三星建材株式会社	27.17%
株式会社中山製鋼所	23.36%
南海化学株式会社	15.65%
尼崎製罐株式会社	13.04%
中山恒産有限会社	4.38%

三星海運（平成24年3月31日現在）

大株主の氏名または名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合 (%)
株式会社中山製鋼所	24.73%
中山三星建材株式会社	17.96%
中山通商株式会社	9.43%
大中物産株式会社	6.22%
三星商事株式会社	5.42%

三泉シャー（平成24年3月31日現在）

大株主の氏名または名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合 (%)
中山通商株式会社	23.33%
三星海運株式会社	23.33%
株式会社中山製鋼所	19.00%
中山三星建材株式会社	17.67%
三星商事株式会社	16.67%

④提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係（平成24年3月31日現在）

資本関係	中山三星建材の株式を当社及び当社の連結子会社が84.15%保有しております。中山通商の株式を当社及び当社の連結子会社が50.04%保有しております。三星商事の株式を当社及び当社の連結子会社が70.54%保有しております。三星海運の株式を当社及び当社の連結子会社が60.14%保有しております。三泉シャーの株式を当社及び当社の連結子会社が100%保有しております。
人的関係	当社の取締役1名が中山三星建材の取締役を兼任しております。当社の取締役1名が中山通商の取締役を兼任しております。当社の従業員1名が三星商事の取締役を兼任しております。当社の従業員1名が三星海運の取締役を兼任しております。また、当社の従業員1名が三泉シャーの取締役を兼任しております。当社の監査役1名が三星海運及び三泉シャーの監査役を兼任しております。
取引関係	当社は中山三星建材に対して、帯鋼等を販売しております。当社は中山通商に対して、鋼材製品を販売しており、中山通商は当社に対して鉄源を販売しております。当社は三星商事に対して、鋼材製品を販売しております。三星海運は当社に対して物流サービスを提供しております。当社は三泉シャーに対して、縞鋼板を販売しております。

(2) 本株式交換の目的

当社の連結子会社らは、二次加工、需要家への販売能力（商社機能）、物流機能などの鋼材事業の重要な機能の一部を担っており、それぞれ事業分野毎に事業を展開して参りました。

しかしながら、当社グループを取り巻く経営環境は、内需の低迷・縮小、大幅な円高、原材料価格の高騰等により急激に厳しさを増しおり、当社もまた当該経営環境の急激な悪化に加え、事業面、財務面及び経営・組織面における各窮境原因が相俟って表面化し、多額の営業損失を計上するに至っております。このような状況下において、当社グループが、経営基盤を抜本的に強化し、事業の継続的成長を果たすためには、分散している経営資源の効率化による事業の効率化を行い、シナジー効果を創出するとともに、経営の一体化による意思決定の迅速化を図ることが緊喫の課題であると認識しております。

当社は、連結子会社らを完全子会社化することにより、経営の効率化及び外部環境変化への対応力の強化を図り、早期に効率的な体制を実現することができると判断しており、その結果として、各社間の連携促進による販路の強化や生産・物流拠点の有効活用及び積極的な人材交流などによる経営支援の効率化等の効果を見込んでおります。

(3) 本株式交換の方法、本株式交換にかかる割当ての内容、その他の株式交換契約の内容

① 株式交換の方法

株式交換の方式は、当社を株式交換完全親会社、連結子会社ら各社を株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、当社においては本株主総会の決議による承認を受けたいうえで、また、連結子会社らにおいては平成25年6月18日までに開催予定の定時株主総会の決議による承認を受けたいうえで、平成25年7月9日を効力発生日として行う予定です。

② 株式交換に係る割当ての内容

	中山製鋼所 (株式交換完全 親会社)	中山三星建材 (株式交換完全 子会社)	中山通商 (株式交換完全 子会社)	三星商事 (株式交換完全 子会社)	三星海運 (株式交換完全 子会社)	三泉シャー (株式交換完全 子会社)
株式交換に係る 割当ての内容	1	177	25	35	563	63

(注1) 株式の割当比率

中山三星建材の普通株式1株に対して、当社の普通株式177株を割当て交付いたします。中山通商の普通株式1株に対して、当社の普通株式25株を割当て交付いたします。三星商事の普通株式1株に対して、当社の普通株式35株を割当て交付いたします。三星海運の普通株式1株に対して、当社の普通株式563株を割当て交付いたします。三泉シャーの普通株式1株に対して、当社の普通株式63株を割当て交付いたします。なお、本株式交換に係る割当ての内容は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、連結子会社らと協議のうえ、変更する可能性があります。

(注2) 株式交換により交付する株式数等

当社は、本株式交換により、普通株式152,772千株（予定）を割当て交付いたしますが、交付する株式は当社が保有する自己株式（平成24年9月30日現在2,673千株）を充当せず、新株式の発行を行う予定です。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（1,000株未満の株式）を保有する株主が新たに生じることが見込まれます。単元未満株式を東証において売却することはできませんが、当社の単元未満株式を保有することとなる株主の皆さまにおいては、当社の株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

A) 単元未満株式の買取制度（1,000株未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆さまが、当社に対してその保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

B) 単元未満株式の買増制度（1,000株への買増し）

会社法第194条第1項及び当社の定款の定めに基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆さまが、当社に対してその保有する単元未満株式とあわせて1単元となる数の単元未満株式の買増しを請求することができる制度です。

③ 株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

連結子会社らは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

④ 株式交換契約の内容

当社が、中山三星建材、中山通商、三星商事、三星海運及び三泉シャーのそれぞれとの間で平成25年3月28日付で締結した株式交換契約書の内容は次のとおりであります。

(中山三星建材)

株式交換契約書

株式会社中山製鋼所（以下、「甲」という。）及び中山三星建材株式会社（以下、「乙」という。）は、平成25年3月28日（以下、「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり株式交換契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

1. 甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社として株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行う。
2. 本株式交換にかかる株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。
 - (1) 株式交換完全親会社
商号：株式会社中山製鋼所
住所：大阪市大正区船町一丁目1番66号
 - (2) 株式交換完全子会社
商号：中山三星建材株式会社
住所：堺市堺区山本町6丁124番地

第2条（株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」という。）における乙の株式（甲の有するものを除く。）の合計に177を乗じて得た数の株式を交付し、これを基準時における株主名簿に記載又は記録された乙の各株主（甲を除く。）に対して、その有する乙の株式1株につき甲の株式177株の割合をもって割り当てる。但し、会社法第785条の規定に基づきその有する株式の買取りを請求した乙の株主については、当該株主に代えて、乙が当該株式の株主として記載又は記録されているものとみなす。
2. 甲は、本株式交換に際して、普通株式を新株として発行し、前項に定める乙の各株主（甲を除く。）に対する割当てを行うものとする。

第3条（株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、次のとおりとする。但し、効力発生日（本株式交換がその効力を生ずる日をいう。以下同じ。）に至るまでの間における事情の変更により、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

- (1) 資本金：金0円
- (2) 資本準備金：法令に従い増加しなければならない資本準備金の額の最低限度額
- (3) 利益準備金：金0円

第4条（効力発生日）

効力発生日は、平成25年7月9日とする。但し、本株式交換の手續の進行に応じ、必要がある場合には、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第5条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為をする場合には、予め甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。甲及び乙は、本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間、互いに、相手方の財産管理又は事業維持・継続について、本契約の目的及び株式会社地域経済活性化支援機構に対して甲が提出した事業再生計画を達成するために必要な協力を行うものとし、同事業再生計画に反する行為を行わないものとする。

第6条（株式交換承認総会）

甲は、平成25年6月18日に株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する承認を求め、乙は平成25年6月18日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する承認を求める。

第7条（株式交換条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間に、甲又は乙の財産状態又は経営成績に重大な変動が発生し又は判明した場合、本契約に従った本株式交換の実行に重大な支障となりうる事象が発生し又は判明した場合その他本株式交換の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第8条（費用負担）

本契約の締結及び本契約に関連して必要となる公告、登記その他の費用は、甲及び乙がそれぞれ負担する。

第9条（本契約の効力）

本契約は、本契約締結日以降効力発生日の前日までに、甲又は乙の株主総会において、本契約及び本株式交換に必要な事項の承認が得られない場合には、自動的にその効力を失う。

第10条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

第11条（管轄裁判所）

本契約及び本株式交換に関する一切の紛争については、甲及び乙が誠実に協議し、解決に当たるものとするが、かかる協議が整わない場合には、大阪地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約書成立の証として、甲及び乙は、正本2通を作成しそれぞれ署名又は記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年3月28日

甲：大阪市大正区船町一丁目1番66号
株式会社中山製鋼所
代表取締役社長 藤井博務

乙：堺市堺区山本町6丁124番地
中山三星建材株式会社
代表取締役社長 柳澤俊三

(中山通商)

株式交換契約書

株式会社中山製鋼所（以下、「甲」という。）及び中山通商株式会社（以下、「乙」という。）は、平成25年3月28日（以下、「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり株式交換契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

1. 甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社として株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行う。
2. 本株式交換にかかる株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。
 - (1) 株式交換完全親会社
商号：株式会社中山製鋼所
住所：大阪市大正区船町一丁目1番66号
 - (2) 株式交換完全子会社
商号：中山通商株式会社
住所：大阪市西区南堀江一丁目12番19号

第2条（株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」という。）における乙の株式（甲の有するものを除く。）の合計に25を乗じて得た数の株式を交付し、これを基準時における株主名簿に記載又は記録された乙の各株主（甲を除く。）に対して、その有する乙の株式1株につき甲の株式25株の割合をもって割り当てる。但し、会社法第785条の規定に基づきその有する株式の買取りを請求した乙の株主については、当該株主に代えて、乙が当該株式の株主として記載又は記録されているものとみなす。
2. 甲は、本株式交換に際して、普通株式を新株として発行し、前項に定める乙の各株主（甲を除く。）に対する割当てを行うものとする。

第3条（株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、次のとおりとする。但し、効力発生日（本株式交換がその効力を生ずる日をいう。以下同じ。）に至るまでの間における事情の変更により、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

- (1) 資本金　　：金0円
- (2) 資本準備金：法令に従い増加しなければならない資本準備金の額の最低限度額
- (3) 利益準備金：金0円

第4条（効力発生日）

効力発生日は、平成25年7月9日とする。但し、本株式交換の手續の進行に応じ、必要がある場合には、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第5条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為をする場合には、予め甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。甲及び乙は、本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間、互いに、相手方の財産管理又は事業維持・継続について、本契約の目的及び株式会社地域経済活性化支援機構に対して甲が提出した事業再生計画を達成するために必要な協力を行うものとし、同事業再生計画に反する行為を行わないものとする。

第6条（株式交換承認総会）

甲は、平成25年6月18日に株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する承認を求め、乙は平成25年6月18日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する承認を求める。

第7条（株式交換条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間に、甲又は乙の財産状態又は経営成績に重大な変動が発生し又は判明した場合、本契約に従った本株式交換の実行に重大な支障となりうる事象が発生し又は判明した場合その他本株式交換の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第8条（費用負担）

本契約の締結及び本契約に関連して必要となる公告、登記その他の費用は、甲及び乙がそれぞれ負担する。

第9条（本契約の効力）

本契約は、本契約締結日以降効力発生日の前日までに、甲又は乙の株主総会において、本契約及び本株式交換に必要な事項の承認が得られない場合には、自動的にその効力を失う。

第10条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

第11条（管轄裁判所）

本契約及び本株式交換に関する一切の紛争については、甲及び乙が誠実に協議し、解決に当たるものとするが、かかる協議が整わない場合には、大阪地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約書成立の証として、甲及び乙は、正本2通を作成しそれぞれ署名又は記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年3月28日

甲：大阪市大正区船町一丁目1番66号

株式会社中山製鋼所

代表取締役社長 藤井博務

乙：大阪市西区南堀江一丁目12番19号

中山通商株式会社

代表取締役社長 徳山寛

（三星商事）

株式交換契約書

株式会社中山製鋼所（以下、「甲」という。）及び三星商事株式会社（以下、「乙」という。）は、平成25年3月28日（以下、「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり株式交換契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

1. 甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社として株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行う。
2. 本株式交換にかかる株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。
 - (1) 株式交換完全親会社
商号：株式会社中山製鋼所
住所：大阪市大正区船町一丁目1番66号
 - (2) 株式交換完全子会社
商号：三星商事株式会社
住所：大阪市西区川口三丁目1番20号

第2条（株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」という。）における乙の株式（甲の有するものを除く。）の合計に35を乗じて得た数の株式を交付し、これを基準時における株主名簿に記載又は記録された乙の各株主（甲を除く。）に対して、その有する乙の株式1株につき甲の株式35株の割合をもって割り当てる。但し、会社法第785条の規定に基づきその有する株式の買取りを請求した乙の株主については、当該株主に代えて、乙が当該株式の株主として記載又は記録されているものとみなす。
2. 甲は、本株式交換に際して、普通株式を新株として発行し、前項に定める乙の各株主（甲を除く。）に対する割当てを行うものとする。

第3条（株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、次のとおりとする。但し、効力発生日（本株式交換がその効力を生ずる日をいう。以下同じ。）に至るまでの間における事情の変更により、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

- (1) 資本金 : 金0円
- (2) 資本準備金 : 法令に従い増加しなければならない資本準備金の額の最低限度額
- (3) 利益準備金 : 金0円

第4条（効力発生日）

効力発生日は、平成25年7月9日とする。但し、本株式交換の手續の進行に応じ、必要がある場合には、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第5条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為をする場合には、予め甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。甲及び乙は、本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間、互いに、相手方の財産管理又は事業維持・継続について、本契約の目的及び株式会社地域経済活性化支援機構に対して甲が提出した事業再生計画を達成するために必要な協力を行うものとし、同事業再生計画に反する行為を行わないものとする。

第6条（株式交換承認総会）

甲は、平成25年6月18日に株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する承認を求め乙は平成25年6月18日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する承認を求める。

第7条（株式交換条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間に、甲又は乙の財産状態又は経営成績に重大な変動が発生し又は判明した場合、本契約に従った本株式交換の実行に重大な支障となりうる事象が発生し又は判明した場合その他本株式交換の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第8条（費用負担）

本契約の締結及び本契約に関連して必要となる公告、登記その他の費用は、甲及び乙がそれぞれ負担する。

第9条（本契約の効力）

本契約は、本契約締結日以降効力発生日の前日までに、甲又は乙の株主総会において、本契約及び本株式交換に必要な事項の承認が得られない場合には、自動的にその効力を失う。

第10条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

第11条（管轄裁判所）

本契約及び本株式交換に関する一切の紛争については、甲及び乙が誠実に協議し、解決に当たるものとするが、かかる協議が整わない場合には、大阪地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約書成立の証として、甲及び乙は、正本2通を作成しそれぞれ署名又は記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年3月28日

甲：大阪市大正区船町一丁目1番66号

株式会社中山製鋼所

代表取締役社長 藤井博務

乙：大阪市西区川口三丁目1番20号

三星商事株式会社

代表取締役社長 前川宗里

（三星海運）

株式交換契約書

株式会社中山製鋼所（以下、「甲」という。）及び三星海運株式会社（以下、「乙」という。）は、平成25年3月28日（以下、「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり株式交換契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

1. 甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社として株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行う。

2. 本株式交換にかかる株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

(1) 株式交換完全親会社

商号：株式会社中山製鋼所

住所：大阪市大正区船町一丁目1番66号

(2) 株式交換完全子会社

商号：三星海運株式会社

住所：大阪市西区新町四丁目19番9号

第2条（株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」という。）における乙の株式（甲の有するものを除く。）の合計に563を乗じて得た数の株式を交付し、これを基準時における株主名簿に記載又は記録された乙の各株主（甲を除く。）に対して、その有する乙の株式1株につき甲の株式563株の割合をもって割り当てる。但し、会社法第785条の規定に基づきその有する株式の買取りを請求した乙の株主については、当該株主に代えて、乙が当該株式の株主として記載又は記録されているものとみなす。
2. 甲は、本株式交換に際して、普通株式を新株として発行し、前項に定める乙の各株主（甲を除く。）に対する割当てを行うものとする。

第3条（株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、次のとおりとする。但し、効力発生日（本株式交換がその効力を生ずる日をいう。以下同じ。）に至るまでの間における事情の変更により、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

(1) 資本金：金0円

(2) 資本準備金：法令に従い増加しなければならない資本準備金の額の最低限度額

(3) 利益準備金：金0円

第4条（効力発生日）

効力発生日は、平成25年7月9日とする。但し、本株式交換の手の進行に依じ、必要がある場合には、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第5条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為をする場合には、予め甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。甲及び乙は、本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間、互いに、相手方の財産管理又は事業維持・継続について、本契約の目的及び株式会社地域経済活性化支援機構に対して甲が提出した事業再生計画を達成するために必要な協力を行うものとし、同事業再生計画に反する行為を行わないものとする。

第6条（株式交換承認総会）

甲は、平成25年6月18日に株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する承認を求め、乙は平成25年6月18日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する承認を求める。

第7条（株式交換条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間に、甲又は乙の財産状態又は経営成績に重大な変動が発生し又は判明した場合、本契約に従った本株式交換の実行に重大な支障となりうる事象が発生し又は判明した場合その他本株式交換の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第8条（費用負担）

本契約の締結及び本契約に関連して必要となる公告、登記その他の費用は、甲及び乙がそれぞれ負担する。

第9条（本契約の効力）

本契約は、本契約締結日以降効力発生日の前日までに、甲又は乙の株主総会において、本契約及び本株式交換に必要な事項の承認が得られない場合には、自動的にその効力を失う。

第10条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

第11条（管轄裁判所）

本契約及び本株式交換に関する一切の紛争については、甲及び乙が誠実に協議し、解決に当たるものとするが、かかる協議が整わない場合には、大阪地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約書成立の証として、甲及び乙は、正本2通を作成しそれぞれ署名又は記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年3月28日

甲：大阪市大正区船町一丁目1番66号

株式会社中山製鋼所

代表取締役社長 藤井博務

乙：大阪市西区新町四丁目19番9号

三星海運株式会社

代表取締役社長 針原保典

(三泉シヤ－)

株式交換契約書

株式会社中山製鋼所（以下、「甲」という。）及び三泉シヤ－株式会社（以下、「乙」という。）は、平成25年3月28日（以下、「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり株式交換契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

1. 甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社として株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行う。
2. 本株式交換にかかる株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。
 - (1) 株式交換完全親会社
商号：株式会社中山製鋼所
住所：大阪市大正区船町一丁目1番66号
 - (2) 株式交換完全子会社
商号：三泉シヤ－株式会社
住所：大阪市浪速区久保吉一丁目3番14号

第2条（株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」という。）における乙の株式（甲の有するものを除く。）の合計に63を乗じて得た数の株式を交付し、これを基準時における株主名簿に記載又は記録された乙の各株主（甲を除く。）に対して、その有する乙の株式1株につき甲の株式63株の割合をもって割り当てる。但し、会社法第785条の規定に基づきその有する株式の買取りを請求した乙の株主については、当該株主に代えて、乙が当該株式の株主として記載又は記録されているものとみなす。
2. 甲は、本株式交換に際して、普通株式を新株として発行し、前項に定める乙の各株主（甲を除く。）に対する割当てを行うものとする。

第3条（株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、次のとおりとする。但し、効力発生日（本株式交換がその効力を生ずる日をいう。以下同じ。）に至るまでの間における事情の変更により、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

- (1) 資本金：金0円
- (2) 資本準備金：法令に従い増加しなければならない資本準備金の額の最低限度額
- (3) 利益準備金：金0円

第4条（効力発生日）

効力発生日は、平成25年7月9日とする。但し、本株式交換の手續の進行に応じ、必要がある場合には、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第5条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為をする場合には、予め甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。甲及び乙は、本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間、互いに、相手方の財産管理又は事業維持・継続について、本契約の目的及び株式会社地域経済活性化支援機構に対して甲が提出した事業再生計画を達成するために必要な協力を行うものとし、同事業再生計画に反する行為を行わないものとする。

第6条（株式交換承認総会）

甲は、平成25年6月18日に株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する承認を求め、乙は平成25年6月18日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する承認を求める。

第7条（株式交換条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間に、甲又は乙の財産状態又は経営成績に重大な変動が発生し又は判明した場合、本契約に従った本株式交換の実行に重大な支障となりうる事象が発生し又は判明した場合その他本株式交換の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第8条（費用負担）

本契約の締結及び本契約に関連して必要となる公告、登記その他の費用は、甲及び乙がそれぞれ負担する。

第9条（本契約の効力）

本契約は、本契約締結日以降効力発生日の前日までに、甲又は乙の株主総会において、本契約及び本株式交換に必要な事項の承認が得られない場合には、自動的にその効力を失う。

第10条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

第11条（管轄裁判所）

本契約及び本株式交換に関する一切の紛争については、甲及び乙が誠実に協議し、解決に当たるものとするが、かかる協議が整わない場合には、大阪地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約書成立の証として、甲及び乙は、正本2通を作成しそれぞれ署名又は記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年3月28日

甲：大阪市大正区船町一丁目1番66号

株式会社中山製鋼所

代表取締役社長 藤井博務

乙：大阪市浪速区久保吉一丁目3番14号

三泉シャワー株式会社

代表取締役社長 今井武

(4) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

① 算定の基礎

本株式交換における株式交換比率については、その公正性・妥当性を確保するため、連結子会社ら（三星商事及び三泉シャワーを除く）各社がそれぞれ別個に、当社及び連結子会社らから独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社はフロンティア・マネジメント株式会社（以下、「フロンティア・マネジメント」といいます。）を、中山三星建材、中山通商及び三星海運は山田FAS株式会社（以下、「山田FAS」といいます。）を株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定しました。なお、三星商事及び三泉シャワーについては、各社の判断により、第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼していません。

なお、当社及び連結子会社らはそれぞれの第三者算定機関より本株式交換における株式交換比率の公正性について意見（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

フロンティア・マネジメントは、当社についてDCF法及び類似会社比較法による算定、連結子会社らについても同様にDCF法及び類似会社比較法による算定を行いました。なお、DCF法による算定の基礎として、当社がフロンティア・マネジメントに提供した当社の将来の利益計画は黒字化を見込んだ本事業再生計画を前提にしており、大幅な増益を見込んでおります。これは、厚板工場休止など不採算商品・事業からの撤退等により組織のスリム化を徹底するとともに、鉄源の多様化による安価な輸入主原料への切り替え、工場運営の効率化、及び組織運営体制・人事政策の改革等を実施するなど徹底的なコスト削減に加え、連結子会社らとの業務統合によりグループ経営の効率化を行うことにより業績が向上すると考えたためです。また、連結子会社らがフロンティア・マネジメントに提供した将来の利益計画は、概ね足元の収益状況を前提にしており、大幅な増益または減益は見込んでおりません。各手法における算定結果は以下のとおりです。後記の株式交換比率の算定レンジは、連結子会社らの普通株式1株に割り当てられる当社の普通株式数のレンジを記載したものです。

対象	採用手法	株式交換比率の算定レンジ
中山三星建材	D C F 法	135～214
	類似会社比較法	165～214
中山通商	D C F 法	18～30
	類似会社比較法	18～44
三星商事	D C F 法	31～42
	類似会社比較法	25～39
三星海運	D C F 法	533～802
	類似会社比較法	539～580
三泉シャー	D C F 法	76～130
	類似会社比較法	45～79

なお、フロンティア・マネジメントは、本事業再生計画で想定されている債権放棄（約602億円）及び第三者割当増資（約90億円）に関する情報は、株価に著しい影響を及ぼす可能性が想定されることから、評価時点における市場株価が必ずしも当社の普通株式価値を反映すると判断できないことを理由として、当社の株式価値算定に際しては、市場株価平均法を採用しておりません。

フロンティア・マネジメントは、株式交換比率の算定に際して、当社及び連結子会社らから提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社、連結子会社ら及びそれらの関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析並びに評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて連結子会社らの財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当社及び連結子会社らの経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

山田FASは、当社についてDCF法及び類似会社比較法による算定、中山三星建材、中山通商及び三星海運についても同様にDCF法及び類似会社比較法による算定を行いました。なお、DCF法による算定の基礎として、当社が山田FASに提供した将来の利益計画は黒字化を見込んだ本事業再生計画を前提にしており、大幅な増益を見込んでおります。これは、厚板工場休止など不採算商品・事業からの撤退等により組織のスリム化を徹底するとともに、鉄源の多様化による安価な輸入主原料への切り替え、工場運営の効率化、及び組織運営体制・人事政策の改革等を実施するなど徹底的なコスト削減に加え、連結子会社らとの業務統合によりグループ経営の効率化を行うことにより業績が向上すると考えたためです。また、中山三星建材、中山通商及び三星海運が山田FASに提供した将来の利益計画は、概ね足元の収益状況を前提にしており、大幅な増益または減益を見込んでおりません。各手法における算定結果は以下のとおりです。また、後記の株式交換比率の算定レンジは、中山三星建材、中山通商及び三星海運の普通株式1株に割り当てられる当社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

対象	採用手法	株式交換比率の算定レンジ
中山三星建材	D C F 法	150～224
	類似会社比較法	91～256
中山通商	D C F 法	19～29
	類似会社比較法	16～35
三星海運	D C F 法	513～766
	類似会社比較法	450～741

なお、山田F A Sは、本事業再生計画で想定されている債権放棄（約602億円）及び第三者割当増資（約90億円）に関する情報は、株価に著しい影響を及ぼす可能性が想定されることから、評価時点における市場株価が必ずしも当社の普通株式価値を反映すると判断できないことを理由として、当社の株式価値算定に際しては、市場株価平均法を採用しておりません。

山田F A Sは、株式交換比率の算定に際して、当社並びに中山三星建材、中山通商及び三星海運から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、山田F A Sは当社、中山三星建材、中山通商、三星海運及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて当社並びに中山三星建材、中山通商及び三星海運の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当社並びに中山三星建材、中山通商及び三星海運の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

② 算定の経緯

当社はフロンティア・マネジメントによる分析結果を、中山三星建材、中山通商及び三星海運は山田F A Sの分析結果をそれぞれ参考に、各社の財務状況、業績動向、株価動向等を総合的に勘案し、当社及び連結子会社らとの間で株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、本日最終的に前記「(3) ② 株式交換に係る割当ての内容」記載の株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意・決定いたしました。

③ 算定機関との関係

フロンティア・マネジメント、山田F A Sはいずれも、当社及び連結子会社らとは独立した算定機関であり、関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

- (5) 本株式交換後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号	株式会社中山製鋼所
本店の所在地	大阪市大正区船町一丁目1番66号
代表者の氏名	代表取締役社長 藤井 博務
資本金の額	15,538百万円
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	鉄鋼製品の製造、販売

以 上